

○ 保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年金融監督省告示第六号）

大蔵省告示第六号

改 正 案

（リース業務の範囲等）

第二条 規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及びリース業務（自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、保険会社又は保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）の子会社であるリース業務を営む会社（銀行及び保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。以下この条において「リース物件売買等業務」という。）並びに当該リース業務を営む会社の子会社であるリース物件売買等業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）のリース物件売買等業務による収入の額の合計額に占める法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務による収入の額の割合が

現 行

（リース業務の範囲等）

第二条 規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）及びリース業務に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限る。）（以下この条において「中古物件売買等業務」という。）による収入の額の合計額に占める法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

百分の五十を下回らないこととする。

2

前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及びリース物件売買等業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）におけるリース物件売買等業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

2

前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び中古物件売買等業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社における中古物件売買等業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。